中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付要綱、実施要領及び『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表

令和8年９月末現在

１．基金の概要

基金（事業）の名称		中小企業イノベーション創出推進基金 （中小企業イノベーション創出推進事業）
法人名		一般社団法人低炭素投資促進機構
基金額（国庫補助金相当額）		５，２６０百万円（５，２６０百万円）
基金事業の目的		スタートアップを育成する際、公共調達の活用が重要であり、公共調達を見据えた技術開発支援であるSBIR制度の支援対象に新たに先端技術分野（AIホスピタル分野、健康長寿社会分野）の実証フェーズを追加し、スタートアップ等による先端技術分野の技術実証の成果の社会実装を推進する。
基金事業の概要 （見直し対象となる融資等業務（※1）を行っている場合は、その概要）		基金を造成し、当該基金を活用したスタートアップ等による研究開発を促進し、その成果を国主導の下で円滑に社会実装するため、先端技術分野を対象に、スタートアップ等が社会実装に繋げるための大規模技術実証（フェーズ３）を実施する。
基金事業を終了する時期		令和15年3月31日
次回の見直し時期		ー
基金事業の目標		先端技術分野のスタートアップの大規模技術実証を通じた社会実装の促進

２．見直し結果

項目		講ずる措置	
実施した見直しの概要 （平成１８年８月１５日閣議決定、平成２０年１２月２４日行政改革推進本部決定における措置内容等（※２））		ー	
目標達成の評価			
基金の保有割合		1.00	
	基金の保有割合の算出	（算出に用いた方式） ①令和7年度末基金残高（3,534百万円）÷②基金事業として必要な額（令和8年度以降支出見込額）（3,534百万円）	
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果		使用見込みの低い基金等の該当の有無	無
		ー	
その他			

３．運用方法

科目		当該運用資産を選択している理由	金額（単位：百万円）
預貯金		資金の安全性と流動性が確保されるため。	2,556
短期・長期信託			
有価証券			
	国債		
	政保債、地方債		
	その他社債等		

４．執行状況　　（単位：百万円）

			令和７年度	令和８年度見込み
収入	国費	国からの資金交付額	－	－
		運用収入	－	
	国費以外	出資等	－	－
		運用収入	－	－
		その他	－	－
	前年度繰り越し		4,746	3,534
	（マイナス）返納額		－	－
	合計（a）		4,746	3,534
支出（事業費等）	事業費（交付額）		1,167	1,002
	管理費（※３）		45	38
	合計（b）		1,212	1,040
基金残高（a-b）			3,534	2,493
出資残高			－	－
貸付残高			－	－
債務保証残高			－	－

＜交付額等＞　　（単位：件/百万円）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
交付決定件数	20	1	1
交付決定額	4,552	89	137

※1「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成１８年法律第４７号）第１４条第３号に該当する融資等業務をいう。
※2「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成１８年８月１５日閣議決定）、「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成２０年１２月２４日　行政改革推進本部）
※3支出先は当法人及び事務局